

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………

……………(総務局総務部文書課)……………一

訓令

○東京都事案決定規程の一部改正……………

……………(総務局人事部調査課)……………一

告示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………

……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………一

○知事指定薬物の指定……………

……………(保健医療局健康安全部業務課)……………四

規則(教)

○東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………

……………四

公告

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十五号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一起案文書及び収受文書(他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。)の部請負又は委託による事業に関するものの項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二十一号

庁 中 一 般

東京都事案決定規程(昭和四十七年東京都訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

令和八年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

別表六の項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

告示

●東京都告示第七百六十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき勝どき東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

勝どき東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から令和十一年十月三十一日まで

三 施行地区

中央区勝どき二丁目及び勝どき四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区勝どき四丁目十三番六号

平成二十七年十一月二十日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十三年一月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年六月十七日

●東京都告示第七百六十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、

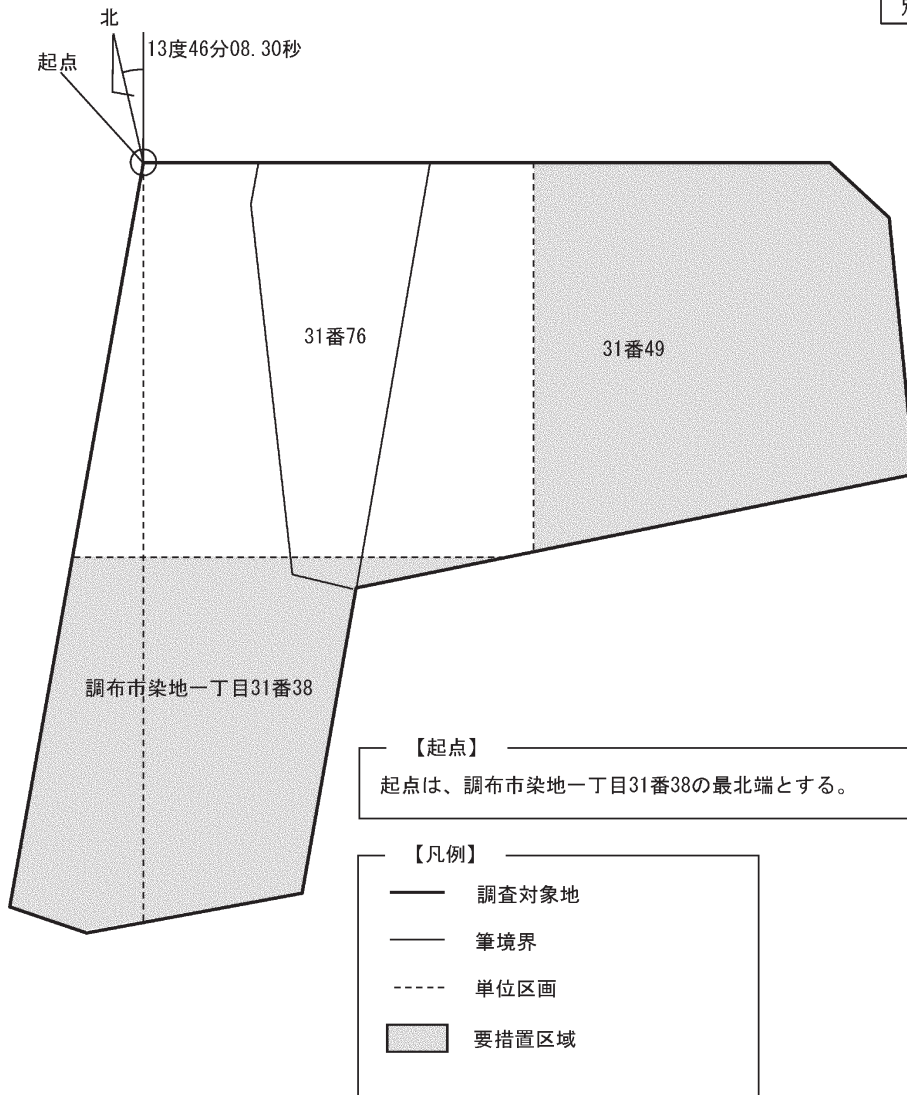
当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(調布市染地一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【格子の回転角度(13度46分08.30秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百六十九号

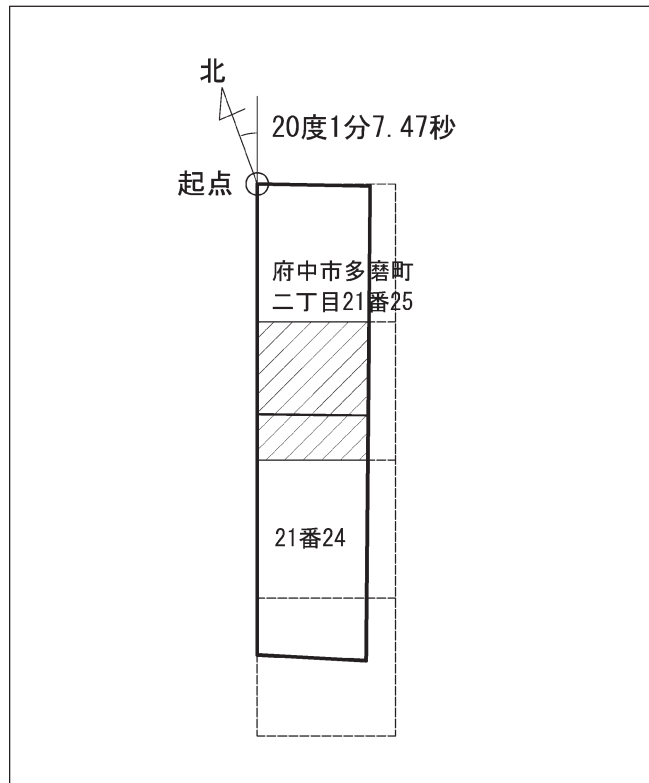
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（府中市多磨町二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 - - - : 単位区画
 — : 筆境界
 — : 調査対象地
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、府中市多磨町二丁目21番25の最北端とする。

【格子の回転角度（20度1分7.47秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年六月十七日

東京都知事 小池百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和八年六月十八日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2- {2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	Methylenedioxynitazene
(2)	2- {[4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類	Fluetonitazepyne、 N-pyrrolidino-fluetonitazene
(3)	N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類	5-MeO-NiPT

規則(教)

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則(平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一起案文書及び收受文書(他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。)の部請負又は委託による事業に関するものの項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

公告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により青梅駅前地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年六月十七日

東京都知事 小池百合子

一 氏名

林 薫
住所

青梅市本町千一番地デュオヒルズ青梅ザ・ファースト
一四〇一

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

